平成２３年（フ）第７８７号
岡山市南区当新田358番地２　フローレンスあずさＡ102、旧住所岡山市南区当新田344番地18
債務者　森島　文広
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８８号
岡山市南区当新田358番地２　フローレンスあずさＡ102、旧住所岡山市南区当新田344番地18
債務者　森島久美子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１１号
岡山市北区上高田744番地
債務者　坂本　潤治
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１８号
岡山市中区藤原西町２丁目７番20―１号
債務者　三田喜久江
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１号
長野県佐久市岩村田264番地１　サープラス下久保田Ｂ205
債務者　尾沼恭実子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第１号
岡山県津山市山北621番地16
債務者　佐藤　裕一
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月16日午後３時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１６１６号
東京都狛江市駒井町１丁目８番14―302号
債務者　福田　浩之
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３４１号
北海道帯広市西６条南14丁目４番地５　パールハイム103号
債務者　大寺　三男
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第３号
北海道帯広市西18条北２丁目22番地10
債務者　安川　幸子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
島根県浜田市錦町26番地の１
債務者　神山　真治
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第７０号
島根県浜田市金城町波佐イ650番地
債務者　岡崎　由香
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第５３号
大阪市此花区伝法１丁目１－１―742　矢口しづゑ方、住民票上の住所兵庫県西宮市馬場町５番23―1305号
破産者　矢口　秀障
1　主文　当裁判所が平成23年３月８日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「大阪市此花区伝法１丁目１－１―472　矢口しづゑ方」とあるを「大阪市此花区伝法１丁目１－１―742　矢口しづゑ方」と更正する。
2　決定年月日　平成24年１月26日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５３号
大阪市此花区伝法１丁目１－１―742　矢口しづゑ方、住民票上の住所兵庫県西宮市馬場町５番23―1305号
破産者　矢口　秀障
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者についての免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続終結

平成２０年（フ）第７５号
大分県日田市大字川下105番地
破産者　江藤建設株式会社
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第６８３号
福岡市中央区今泉１丁目７番13―208号
破産者　株式会社第一経営
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部